

わたしたちの森づくり事業実施協定書

宮城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、わたしたちの森づくり事業（以下「森づくり事業」という。）の実施について、次のとおり協定する。

1 実施場所

（林小班 ）（別添位置図のとおり）

2 実施内容 別紙実施計画書のとおり

3 実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

4 実施の要件

- (1) 林内では火気を使用しないこと。
- (2) 実施計画書を順守すること。
- (3) 森づくり事業及び森林レクリエーション等の活動に係る経費は、乙が負担すること。
- (4) 乙の作業中におけるケガ・事故等については、甲は一切責任を負わないこと。
- (5) 営利を目的とした林産物の採取や販売を行わないこと。
- (6) 森林生態系に悪影響を及ぼす行為はしないこと。

5 その他

- (1) 乙は、甲が森づくり事業の推進のために、当該森林の写真及び事業内容等を使用することを承認する。
- (2) 甲は、乙が森づくり事業の写真及び森づくり事業の内容を使用することを承認する。ただし、政治、宗教を目的とする宣伝行為にはこれを用いることができない。
- (3) 森づくり事業により、乙が植栽及び保育した立木は、甲に帰属する。
- (4) 乙は、実施計画書以外の行為を行うときは、甲に事前に連絡し、甲の指示に従う。
- (5) 本件県有林が気象害、病虫害、火事などの不可抗力によって損害を受け、又は滅失した場合は、甲乙協議して復旧に努めるものとする。復旧に努めたが本件県有林が回復不能となったときは、この協定を解除できるものとする。
- (6) 森づくり事業の実施に当たり法令等の制限がある場合には、その手続について甲乙協議し行うものとする。
- (7) この協定に定められた事項について、疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

年 月 日

甲 宮城県知事

乙

(別紙)

フォレストメイキング

わたしたちの森づくり事業実施計画書

1 実施の目的

2 実施内容

(1) 森林整備について

年度	実施月	実施箇所 (市町村林小班)	種別 (植栽, 下刈, 除伐等,)	実施内容 (面積, 植栽の場合樹種本数など)

(2) 森林レクリエーションについて

(3) 歩道の整備や林間広場の整備について (延長, 幅員, 面積等)